

## ○ケアタウン構想推進会議傍聴要領

(平成23年5月24日)

ケアタウン構想推進会議傍聴要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、ケアタウン構想推進会議（以下「推進会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

**第2条** 推進会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名等を傍聴受付個票に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(禁止行為)

**第4条** 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 会議会場において、みだりに席を離れること。
- (3) 会議会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (4) 会議会場において、会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (5) 会議会場において、飲食又は喫煙をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影、録音等の禁止)

**第5条** 傍聴する者は、会議会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、推進会議の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

**第6条** 傍聴する者が、前2条の規定に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴する者は、公開の会議中において、推進会議が会議の全部又は一部を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

**第7条** この要領に定めるもののほか、推進会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成23年5月24日から施行する。

## 小田原市情報公開条例（抜粋）

### 第4章 会議の公開

第24条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等により特別の定めがあるとき。
- (2) 非公開情報について審議、審査、調査等をするとき。
- (3) 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等が全部又は一部を公開しないこととしたとき。